

# 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業の見直しについて

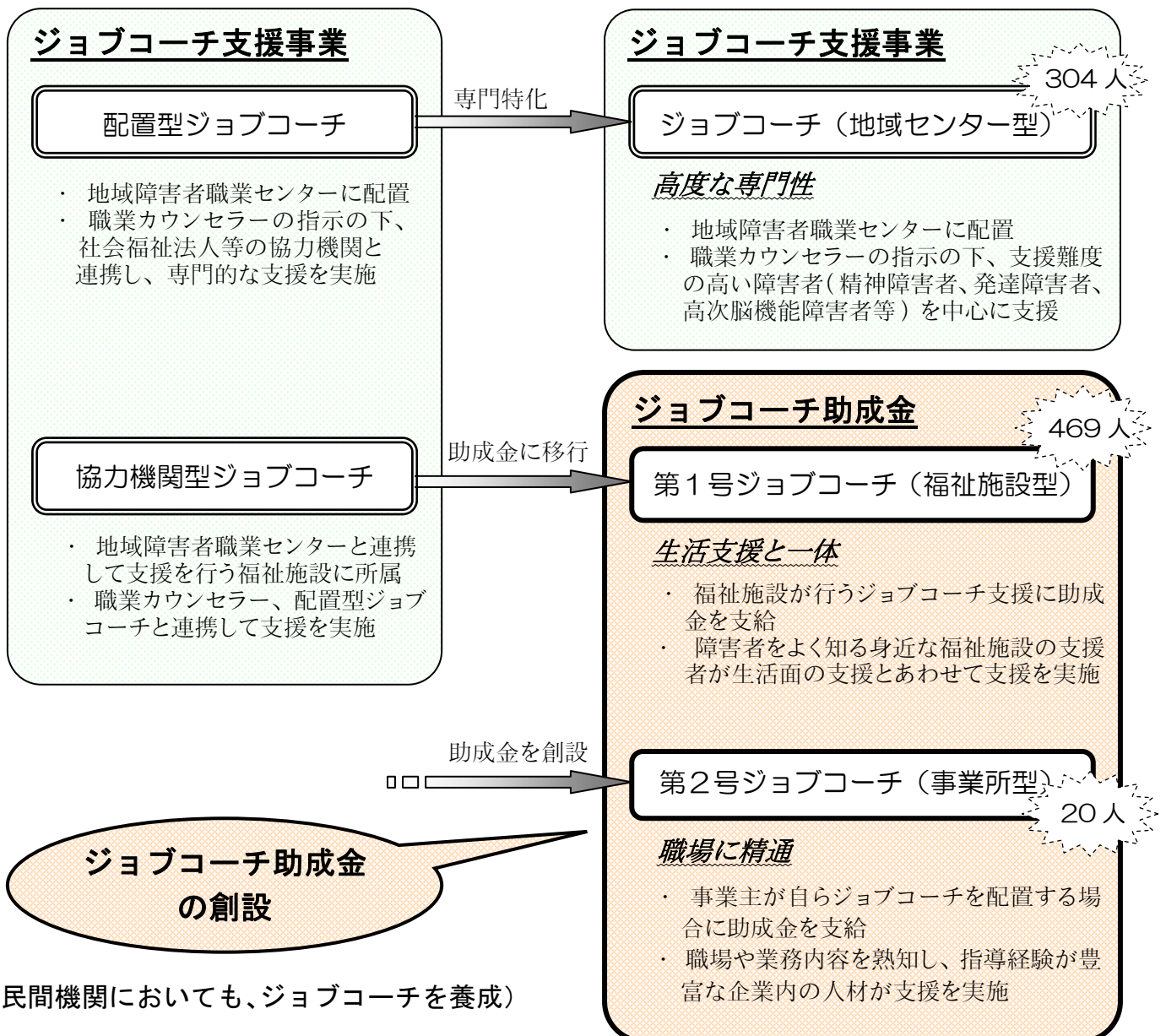
## ◎ 見直しのねらい

- ① 支援ニーズの増加への対応
  - 助成金化によりジョブコーチ数の拡充を図り、柔軟な運用を可能に
- ② ジョブコーチの裾野の拡大
  - 福祉分野や企業における人材を、それぞれの得意分野を活かして有効活用
- ③ 福祉施設の就労支援機能の強化
  - 施設体系の見直しとあいまって、福祉施設に就労支援ノウハウを普及

## ◎ 見直しの内容

法改正前（17年9月まで）

法改正後（17年10月～）



## 職場適応援助者助成金の概要

就職又は職場定着に課題を有する障害者に対して、円滑に職場に適応できるように職場適応援助者（ジョブコーチ）による援助を行う社会福祉法人等及び事業主に対して、その費用の一部を助成する制度。

### (1) 第1号職場適応援助者助成金

#### ① 支給対象法人の要件

法人格を有していること、障害者雇用に係る支援の実績があること、地域障害者職業センターとの業務連携関係があること等の要件を満たす社会福祉法人等。

#### ② 第1号職場適応援助者の要件

法人に雇用されており、障害者の就労支援に係る業務経験を1年以上有し、機構が行う又は厚生労働大臣が定める第1号職場適応援助者養成研修を修了した者

#### ③ 支援対象となる障害者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、その他第1号職場適応援助者による援助を行うことが特に必要であると機構が認める障害者

#### ④ 支給対象費用等

- ・ 第1号職場適応援助者による援助の実施に要した費用、日額14,200円
- ・ 雇用前支援における事業主の受け入れに係る費用、日額2,500円
- ・ 研修の受講に係る旅費
- ・ 支給期間：1年8ヶ月（フォローアップ期間を含む）

#### ⑤ その他

- ・ 地域センターが策定、又は認定法人が作成し地域センターが承認した支援計画に基づき援助を実施。
- ・ 原則として、1人の支援対象障害者に対し複数の職場適応援助者が担当。（職場適応援助者の支援技術の向上・維持、職場適応援助者の交替への対応、職場適応援助者自身のストレスへの対処等のため。）

### (2) 第2号職場適応援助者助成金

#### ① 支給対象事業主

雇用する障害者の職場適応援助を行うため第2号職場適応援助者を配置している事業主

#### ② 第2号職場適応援助者の要件

法人に雇用されており、障害者の雇用関係業務について一定の経験及び能力を有し（※）、機構が行う又は厚生労働大臣が定める第2号職場適応援助者養成研修を修了した者。

※ 次のいずれかに該当する者

- ・ 障害者職業生活相談員の資格取得後、5年以上障害者の雇用に関する指導等の業務に就いていた者
- ・ 特例子会社・重度障害者多数雇用事業所において障害者の就業支援に関する業務を3年以上行った者

③ 支援対象となる障害者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者

④ 支給対象費用等

- ・ 第2号職場適応援助者による援助の実施に要した費用
- ・ 助成率3／4（上限 月15万円）
- ・ 支給期間：最大6ヶ月

⑤ その他

第2号職場適応援助者による援助は、単独で行うことを基本とする。但し、必要に応じて、地域センターの配置型ジョブコーチや第1号ジョブコーチと連携して支援を行うことも可能。

## 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援について

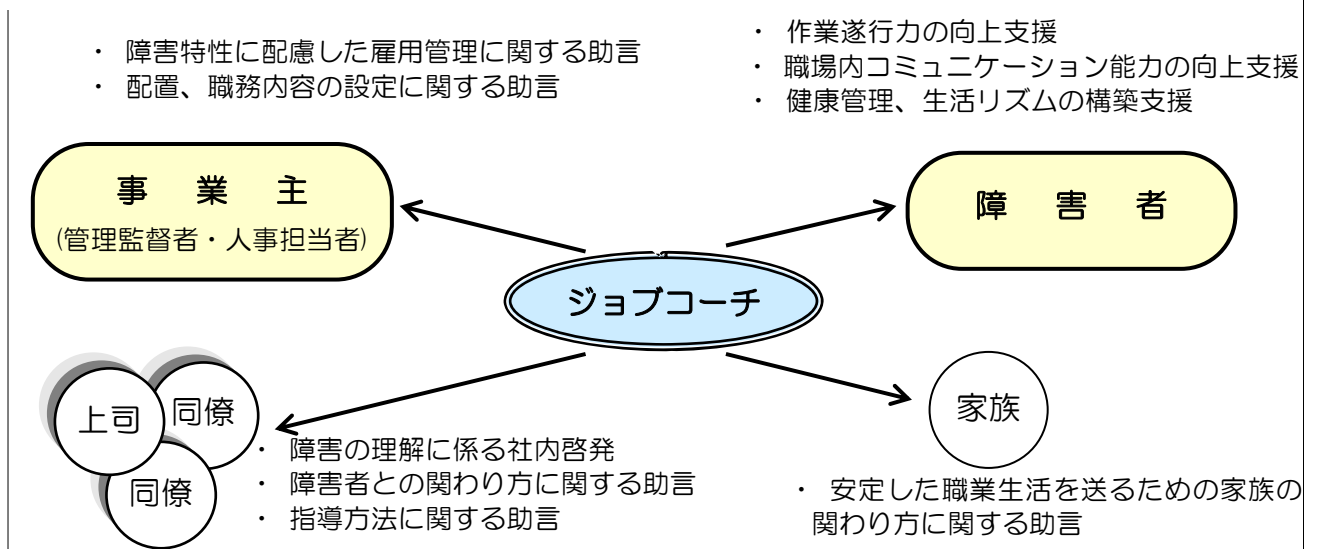
知的障害者、精神障害者等の職場適応を容易にするため、職場にジョブコーチを派遣し、きめ細かな人的支援を行う。

地域障害者職業センターにおいてジョブコーチを配置して支援を実施するとともに、就労支援ノウハウを有する社会福祉法人等や事業主が自らジョブコーチを配置し、ジョブコーチ助成金を活用して支援を実施。

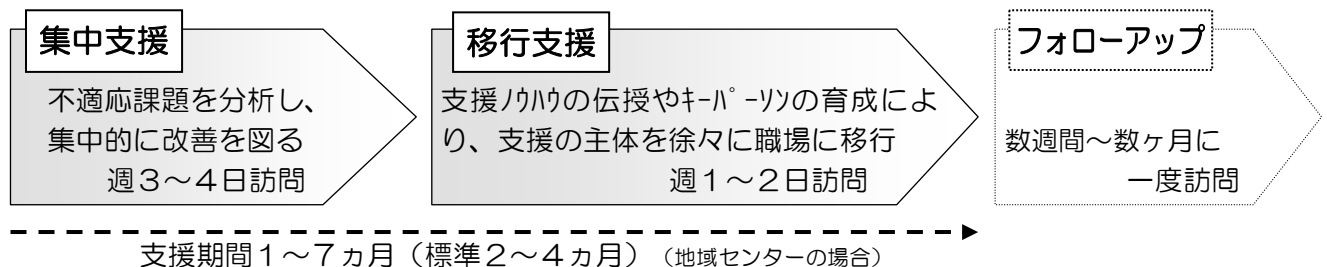
### ◎ 支援の契機

- ・ 就職時（雇用前又は雇入れと同時に支援を開始）
- ・ 職場環境の変化等により職場適応上の問題が生じたとき

### ◎ 支援内容



### ◎ 標準的な支援の流れ



### ◎ ジョブコーチ配置数（平成 18 年 9 月現在）

計 7 9 3 人	地域センターのジョブコーチ	3 0 4 人
	第 1 号ジョブコーチ（福祉施設型）	4 6 9 人
	第 2 号ジョブコーチ（事業所型）	2 0 人

### ◎ 支援実績（平成 17 年度、地域センター）

支援対象者数 3, 0 5 0 人、職場定着率（支援終了後 6 ヶ月） 8 3. 6 %